

動薬協会発 16 号
令和 5 年 4 月 12 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（4 消安第 7019 号）がありましたので、お知らせします。

4 消安第 7019 号
令和 5 年 4 月 4 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。



○農林水産省令第二十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月四日

農林水産大臣 野村 哲郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

各 頁 総	各 頁 個
<p>別表第1 (第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～チ (略)</p> <p>ツ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下ツにおいて同じ。)中の含有量は、<u>生を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100mg以下、豚を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり50mg以下、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり80mg以下</u>でなければならない。</p> <p>テ・ト (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、<u>生、豚及び鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)</u>以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ソ～ヌ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>別表第1 (第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～チ (略)</p> <p>ツ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下ツにおいて同じ。)中の含有量は、<u>豚を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100mg以下、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり80mg以下</u>でなければならない。</p> <p>イ。</p> <p>テ・ト (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、<u>豚及び鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)</u>以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ソ～ヌ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

附則

この省令は、公布の日から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について (概要)

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定めている。
- (2) 今般、豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない25-ヒドロキシコレカルシフェロールについて、使用の対象に牛用飼料を追加することに伴う基準の改正に関して農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

2 改正の概要

- ・省令別表第1の1の(1)に、25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料中の含有量は、牛用飼料には100mg/t以下、豚用飼料には50mg/t以下、鶏用飼料には80mg/t以下でなければならない旨追加する。
- ・省令別表第1の1の(2)に、25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、牛、豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない旨規定する。

3 施行期日

公布の日

4 パブリックコメントの実施期間

令和4年12月27日～令和5年1月25日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第3条第1項に基づき、省令^{※2}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、豚又は鶏用以外の飼料に用いてはならない飼料添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロールについて、使用の対象に牛用飼料を追加するため、省令の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

省令において、25-ヒドロキシコレカルシフェロールは牛、豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない旨規定しました。

本剤に関する省令の改正は、令和5年4月4日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当： 畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）